

重要な注意事項

受験当日に、写真を貼った受験票を持参しないと、受験できません。

平成30年度 消防設備士試験 試験案内

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第1項の規定により福島県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり実施します。

一般財団法人 消防試験研究センター福島県支部

※試験案内は最後までよく読んで、記載されている内容に同意したうえで申し込みをしてください。申し込みされた方は、試験案内に記載されたすべての事項に同意されたものとみなさせていただきます。

願書の作成から免状の交付申請まで

試験概要を理解し、どの試験種類をいつ受験するか決める。 P2~4

受験願書の作成・申請

書面申請：郵送等による申請

受験願書の作成 P7参照
P22~23受験願書記入例参照

受験願書の提出 P3参照

受験票の受領 P9~10参照
受験票は試験日の約10日前に郵送します。

電子申請：インターネットによる申請

受験願書の作成提出 P7参照
(一財)消防試験研究センターのホームページから
申請してください。
<https://www.shoubo-shiken.or.jp>

〈電子申請に関する問合せ先〉
(一財)消防試験研究センター電子申請室
TEL 0570-07-1000

受験票のダウンロード P9、11参照
受験票は申請者が印刷してください。
(試験日の約10日前に「受験票印刷可能メール」
が送信されます。)

受験票に写真を貼付 P9参照

試験日には、写真を貼った受験票を持参してください。
受験票には、試験室及び集合時間が記載されているので遅れずに集合してください。

受 験

合格発表 P12参照

合格の方

免状交付申請 P13参照

再受験する方

受験票（控）や結果通知書は、電子申請の資料にもなりますので大切に保管してください。なお、甲種を受験された方は甲種を再受験する際の受験資格を証明する添付書類になります。

*気象庁が発表する特別警報などの災害情報等に対し、試験日時を変更する場合には、試験開始の2時間前までに、緊急のお知らせをホームページに掲示します。また、事故等により会場や日程を変更する場合には、緊急のお知らせをホームページに掲示します。

1 試験の種類

甲種及び乙種消防設備士試験を次に掲げる区分ごとに行います。

試験区分		消 防 用 設 備 等 の 種 類
甲種	特 類	特殊消防用設備等
甲種・乙種	第1類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備
	第2類	泡消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、特定駐車場用泡消火設備
	第3類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備
	第4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備
	第5類	金属製避難はしご、救助袋、緩降機
乙種	第6類	消火器
	第7類	漏電火災警報器

(注) 甲種特類消防設備士は、特殊消防用設備等の工事・整備・点検ができ、甲種消防設備士は、消防用設備等の工事・整備・点検ができ、乙種消防設備士は、消防用設備等の整備・点検を行うことができます。

2 試験日、会場及び願書受付期間

平成30年3月20日に「福島県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例」が公布され、消防設備士試験の試験手数料等が改定され、平成30年5月1日から施行されることとなりました。

平成30年度の消防設備士試験からは、改定後の試験手数料の額を納入していただくことになります。

(試験手数料の額については、P 8の「13 試験手数料の納入方法」を参照してください。)

区分	種 類	試 験 日	試 験 地	試 験 会 場	願書受付期間	合格発表日
第1回	甲種全類 乙種全類	平成30年 9月1日(土)	郡 山 市	郡山北工業高等学校	書面申請 平成30年7月4日(水) ～平成30年7月13日(金)	平成30年 10月10日(水) 頃
					電子申請 平成30年7月1日(日) ～平成30年7月10日(火)	
第2回	甲種全類 乙種全類	平成31年 1月19日(土)	郡 山 市	郡山北工業高等学校	書面申請 平成30年11月13日(火) ～平成30年11月22日(木)	平成31年 2月22日(金) 頃
					電子申請 平成30年11月10日(土) ～平成30年11月19日(月)	

【禁煙】

試験会場及び会場敷地内は全面禁煙です。

3 試験開始時間及び集合時間

(1) 試験開始時間

全試験について 午前10時から

(2) 集合時間

試験の説明を行いますので、午前9時30分までに試験室に入室してください。

4 試験会場・試験時間の変更

試験会場の収容人員等の関係で、試験会場及び試験時間を変更する場合もありますので、必ず受験票で確認してください。

5 受験願書及び試験手数料払込用紙の配付場所

各消防本部（署）、一般財団法人消防試験研究センター福島県支部（以下「支部」という。）又は福島県庁消防保安課で配付しております。

6 受験願書の提出方法及び提出場所

受験申請方法は書面による受験申請（以下「書面申請」という。）とインターネットによる受験申請（以下「電子申請」という。）の2通りがあります。

(1) 書面申請

受験願書の提出先 郵便番号 960-8043

所在地 福島市中町4-20 みんゆうビル2階

一般財団法人 消防試験研究センター福島県支部

電話 024-524-1474 FAX 024-524-1475

提出方法 郵送又は持参

郵送による場合は、**申請書類が完備し、かつ受付期間内の消印のあるものが有効です。**

願書受付期間を過ぎてから提出された願書及び記載事項等に不備がある受験願書は受理できません。この場合は受験申請書類を申請者負担で返却いたします。

受験願書が配達されているかどうかの問合せには応じることができません。願書が当センターに配達されたか否かについては、簡易書留郵便や特定記録郵便を利用していくと、ご自身で配達状況を確認できます。

持参する場合は、受付時間は、9:00~17:00（土・日・祝日を除く）です。

福島県で受験する願書以外は受け付けられません。

他県で受験する方は受験願書を受験する都道府県の支部等に郵送してください。

(2) 電子申請

インターネットにより申請することができます。（インターネットによる申請の場合、申請期限が異なります。）

詳しくは、一般財団法人消防試験研究センターホームページ (<https://www.shoubo-shiken.or.jp>) をご覧ください。

7 試験科目、問題数及び試験時間

種 別		試 験 科 目					問 題 数	試 験 時 間
甲種特類	筆記	消防関係法令					15	2時間45分
		構造・機能及び工事・整備					15	
		火災及び防火に関する知識					15	

種 別	試 験 科 目	類別の問題数							試 験 時 間
		1 類	2 類	3 類	4 類	5 類	6 類	7 類	
甲種 (特類以外)	消防関係法令	共通	8	8	8	8	8	-	3時間15分
		類別	7	7	7	7	7	-	
	基礎的知識	機械	6	6	6	-	10	-	
		電気	4	4	4	10	-	-	
	構造・機能 及び 工事・整備	機械	10	10	10	-	12	-	
		電気	6	6	6	12	-	-	
		規格	4	4	4	8	8	-	
	計		45	45	45	45	45	-	
	実技	鑑 別 等			5			-	
		製 図			2			-	
乙 種	消防関係法令	共通	6	6	6	6	6	6	1時間45分
		類別	4	4	4	4	4	4	
	基礎的知識	機械	3	3	3	-	5	5	
		電気	2	2	2	5	-	-	
	構造・機能 及び 整 備	機械	8	8	8	-	9	9	
		電気	4	4	4	9	-	-	
		規格	3	3	3	6	6	6	
	計		30	30	30	30	30	30	
	実技	鑑 別 等			5			-	

試験科目の一部が免除される場合は、試験時間が短縮されます。(甲種特類以外は、いずれも実技試験を含みます。)

8 受験資格

- (1) 甲種消防設備士試験には、一定の受験資格が必要です。
 - ① 「甲種消防設備士免状」の交付を受けている方
 - ② 学校教育法による大学、高等専門学校（5年制）、高等学校又は中等教育学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて「卒業した方」
 - ③ その他各大学等の学校で必要な科目を15単位以上修得した方等

詳細は、P16別記1「甲種消防設備士の受験資格」を参照してください。
- (2) 乙種消防設備士試験には、受験資格は必要ありません。どなたでも受験できます。

9 複数種類の受験

- (1) 「電気工事士」の免状を有し、試験の一部免除を受ける方は、「甲種第4類及び乙種第7類」又は「乙種第4類及び乙種第7類」の組み合わせに限り2種類の試験を同時に受験できます。
- (2) 受験願書は試験の種類ごとに作成し、同一封筒で申請してください。
- (3) 電子申請では、複数受験の申請はできません。

10 試験の一部免除

甲種（特類を除く）又は乙種の受験願書申請時に、(1)の表の「既に取得している資格」を有する方は、**申請により試験科目の一部免除を受けることができます。**その場合に試験時間は短縮されます。

免除を受けるためには、資格を証明する書類が必要ですので、(1)の表に記載してある証明書類を願書に貼付してください。(資格を証明する書類に不備がある場合は、免除を受けられません。)

なお、免除を受けることのできる試験科目は(2)、(3)の表のとおりです。

※「既に取得している資格」欄の甲種第1類～第5類、乙種第1類～第7類とは、消防設備士免状の種類です。

(1) 免除を受けるための資格証明書類等

既に取得している資格	証明書類
消防設備士免状を有する方	消防設備士免状のコピー
電気工事士免状を有する方	電気工事士免状のコピー
電気主任技術者免状を有する方	電気主任技術者免状のコピー
技術士登録証等を有する方 (機械、電気、電子、化学、衛生工学部門)	技術士第2次試験若しくは本試験の合格証明 又は技術士登録証のコピー
日本消防検定協会又は指定検定機関の職員で、型式承認の試験実施業務に2年以上従事した方	型式承認試験の実施業務の従事証明書(原本)
5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科を修了した方	消防団員歴の証明書(原本) 及び消防学校の教育(機関科)修了証のコピー

試験の一部免除資格を有する方は、受験願書の試験の免除欄の「受ける」か「受けない」のいずれかに必ず○を付けてください。

(2) 甲種受験者

受験する種類	既に取得している資格	科 目 免 除	
		筆 記	実 技
甲種第1類	甲種第2、3類	法令(共)と基礎	免除なし
	甲種第4、5類	法令(共)	✓
	電気工事士又は電気主任技術者	基礎(電)と構造(電)	✓
	技術士(機械、衛生部門)又は日本消防検定協会職員	基礎と構造	✓
甲種第2類	甲種第1、3類	法令(共)と基礎	✓
	甲種第4、5類	法令(共)	✓
	電気工事士又は電気主任技術者	基礎(電)と構造(電)	✓
	技術士(機械、化学部門)又は日本消防検定協会職員	基礎と構造	✓
甲種第3類	甲種第1、2類	法令(共)と基礎	✓
	甲種第4、5類	法令(共)	✓
	電気工事士又は電気主任技術者	基礎(電)と構造(電)	✓
	技術士(機械、化学部門)又は日本消防検定協会職員	基礎と構造	✓
甲種第4類	甲種第1、2、3、5類	法令(共)	✓
	電気工事士	基礎と構造(電)	鑑別等の問1が免除
	電気主任技術者	✓	免除なし
	技術士(電気部門)又は日本消防検定協会職員	基礎と構造	✓
甲種第5類	甲種第1、2、3、4類	法令(共)	✓
	技術士(機械部門)又は日本消防検定協会職員	基礎と構造	✓

(3) 乙種受験者

受験する種類	既に取得している資格	科 目 免 除	
		筆 記	実 技
乙種第1類	甲種第2、3類 乙種第2、3類	法令(共)と基礎	免除なし
	甲種第1、4、5類 乙種第4、5、6、7類	法令(共)	✓
	電気工事士又は電気主任技術者	基礎(電)と構造(電)	✓
	技術士(機械、衛生部門)又は日本消防検定協会職員	基礎と構造	✓
乙種第2類	甲種第1、3類 乙種第1、3類	法令(共)と基礎	✓
	甲種第2、4、5類 乙種第4、5、6、7類	法令(共)	✓
	電気工事士又は電気主任技術者	基礎(電)と構造(電)	✓
	技術士(機械、化学部門)又は日本消防検定協会職員	基礎と構造	✓
乙種第3類	甲種第1、2類 乙種第1、2類	法令(共)と基礎	✓
	甲種第3、4、5類 乙種第4、5、6、7類	法令(共)	✓
	電気工事士又は電気主任技術者	基礎(電)と構造(電)	✓
	技術士(機械、化学部門)又は日本消防検定協会職員	基礎と構造	✓
乙種第4類	乙種第7類	法令(共)と基礎	✓
	甲種第1、2、3、4、5類 乙種第1、2、3、5、6類	法令(共)	✓
	電気工事士	基礎と構造(電)	鑑別等の問1が免除
	電気主任技術者	✓	免除なし
	技術士(電気部門)又は日本消防検定協会職員	基礎と構造	✓
乙種第5類	乙種第6類	法令(共)と基礎	✓
	甲種第1、2、3、4、5類 乙種第1、2、3、4、7類	法令(共)	✓
	技術士(機械部門)又は日本消防検定協会職員	基礎と構造	✓
	特定の消防団員	基礎	全問免除
乙種第6類	甲種第5類 乙種第5類	法令(共)と基礎	免除なし
	甲種第1、2、3、4類 乙種第1、2、3、4、7類	法令(共)	✓
	技術士(機械部門)又は日本消防検定協会職員	基礎と構造	✓
	特定の消防団員	基礎	全問免除
乙種第7類	甲種第4類 乙種第4類	法令(共)と基礎	免除なし
	甲種第1、2、3、5類 乙種第1、2、3、5、6類	法令(共)	✓
	電気工事士	基礎と構造(電)	全問免除
	電気主任技術者	✓	免除なし
	技術士(電気部門)又は日本消防検定協会職員	基礎と構造	✓

〈備考〉

- | | | | |
|---------|------------------------------|-------|---------------------|
| 1 法令(共) | ～消防関係法令の共通部分 | 2 基 础 | ～基礎的知識全問 |
| 3 基礎(電) | ～基礎的知識のうち電気に関する部分 | 4 構 造 | ～構造、機能及び(工事)整備の方法全問 |
| 5 構造(電) | ～構造、機能及び(工事)整備の方法のうち電気に関する部分 | | |

11 受験申請に必要な書類等

(1) 書面申請

受験する種類ごとに、次の書類が必要です。

ア 受験願書（複写式）

イ 試験手数料の「振替払込受付証明書（お客様用）**受験願書添付用**」

ウ 甲種を受験する方は、受験資格を証明する次のいずれかの書類

なお、甲種特類を受験する場合の証明書類は、(ウ)となります。

(ア) 卒業を証明するもの

学校の卒業証明書（原本）又は学科名が明記されている卒業証書（コピー）

(イ) 単位修得を証明するもの

学校の単位修得証明書（原本）又は授業科目別の履修時間の入った履修証明書（原本）

(ウ) 消防設備士を証明するもの（既に持っている消防設備士免状のコピー）

(エ) 実務経験証明書（受験願書B面裏の様式に記入してください。）

(オ) その他の資格等

他の国家試験による免許証、免状、合格証明書等

なお、過去にいずれかの支部で甲種の試験を受験したときの受験票（控）又は試験結果通知書（資格判定コード欄に番号が印字されているものに限る）を提出することにより、甲種の受験資格の証明に代えることができます。（コピー可）

エ 試験の一部免除を受ける方は、その資格を証明する書類（前記10を参照してください。）

オ 既に消防設備士免状の交付を受けている方は、試験の科目免除にかかわらず、免状の表と裏の両方のコピーを受験願書のB面裏に貼り付けてください。

(2) 電子申請……インターネットにより受験申請するもの。

電子申請ができる試験種別

・甲種特類……………全の方。

・甲種（特類以外）…甲種免状による受験資格を適用して受験する方。

・乙種……………各種証明書の添付が不要の方。

・再受験……………過去3年以内に受験された方で同じ種類・内容の試験を希望する方。（一度受付しているので証明書類が不要）

但し、その時の受験票（控）又は結果通知書が電子申請の入力に必要です。

（注 意）

*電子申請ができる試験種類は1種類のみです。（2種類以上受験する方はすべて書面申請をお願いします。）

*願書受付期間が書面申請と異なりますので、試験日程を十分確認してください。

*消防設備士免状の交付を受けている方は、免状番号の入力が必要です。

12 受験願書等記入要領

記入例（P22別記2）を参照してください。

13 試験手数料の納入方法

(1) 試験手数料

試験手数料（非課税）は次表のとおりです。

甲 種	乙 種
5,700円	3,800円

※平成30年5月1日から試験手数料が改定されました。

(2) 書面申請の場合

ア 受験願書と一緒に受領した所定の払込用紙を使って、試験手数料を郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払い込んでください。〔機械（ATM）による払い込みは不可〕

また、複数種類の受験の場合には、複数分の試験手数料を一括して払い込むことができます。

なお、払込みには、所定の払込手数料が必要です。

イ 次に「振替払込受付証明書（お客さま用）**受験願書添付用**」を受験願書の試験手数料欄にのり付けしてください。（本人用の「振替払込請求書兼受領証」では無効なので、注意してください。）

複数種類の受験の場合で試験手数料をそれぞれに払い込んだ場合は、それぞれの受験願書試験手数料欄に「振替払込受付証明書（お客様用）受験願書添付用」を貼り付けてください。

また、複数分の試験手数料を一括して払い込んだ場合は、甲種第4類または乙種第4類の受験願書の所定の欄に「振替払込受付証明書（お客様用）**受験願書添付用**」を貼り付け、乙種第7類の受験願書には受験願書試験手数料欄にその旨（例：手数料一括払込み、甲（乙）4類に貼付）をメモ書きしてください。

ウ 「振替払込受付証明書（お客様用）受験願書添付用」をなくした時は、再度払い込み手続きをしないと受験できませんので、なくさないようにしてください。

なお、再度払い込みをした後で、「振替払込受付証明書（お客様用）**受験願書添付用**」が発見された場合は、申し出により還付します。

工 金額を訂正したものは無効となりますので、間違った場合は新しい払込用紙をお使いください。

(3) 電子申請の場合

次の決済方法から選択し、それぞれの手続きに従って、払い込んでください。(払込手数料は無料です。)

- ① ペイジー（Pay-easy）決済 ※情報リンク方式、オンライン方式
② コンビニエンスストア決済（セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、サークルK・サンクス、セイコーマート）
③ クレジットカード決済（VISA、Master Card、JCB、アメリカンエキスプレス、ダイナース）
※ 一般財団法人消防試験研究センターでは、電子申請に係る試験手数料の収納に関して、全て SMBC ファイナンスサービス株式会社に業務委託しております。

詳しくは、一般財団法人消防試験研究センターのホームページ (<https://www.shoubo-shiken.or.jp>) をご覧ください。

(4) 一旦納入された試験手数料は、お返しできません。

試験手数料、受付期間を十分ご確認のうえ払い込みしてください。

〈書面申請の指定払込用紙〉

試験手数料はP.8上段を参照

本人用受領証

振替払込請求書兼受領証						
川崎市 番号	0	0	1	7	0	3
支店番号	1	3	6	2	2	0
一般財團法人 消防試験研究センター						
記入事項が正しくない場合は、その箇所に印を押して下さい。						
金額	万	千	百	十	円	銭
支那人名						
被取扱人						
料金	万	千	百	十	円	銭
備考						
この手帳は、大切に保管してください。						

願書貼付用

振替払込受取証明書(お客さま用)									
〔依頼人へお届け場所：ゆうちょ銀行ご依頼人〕									
支店名 支店番号 預金者名 預金者番号 口座番号									
一財団法人 消防試験研究センター									
00170-3-136220									
受領願添付用									
① 依頼人住所									
氏名									
(電話番号) - - - (承認番号更正証2015年)									
日 附 印									
日附印なき訂正書は無効 (払込人へ消防試験研究センター)									

←金額の訂正は無効です。新しい払込用紙を使用してください。

←郵便局（窓口）
が押印した日附
印を確認してく
ださい。

14 受験票及び写真について

(1) 受験票の送付方法

ア 書面申請の場合

試験日の概ね10日前までに、郵送します。試験日の3日前までに届かない場合は、必ず試験前々日の17時までお問い合わせください。(祝日を除く月曜から金曜日)

イ 電子申請の場合

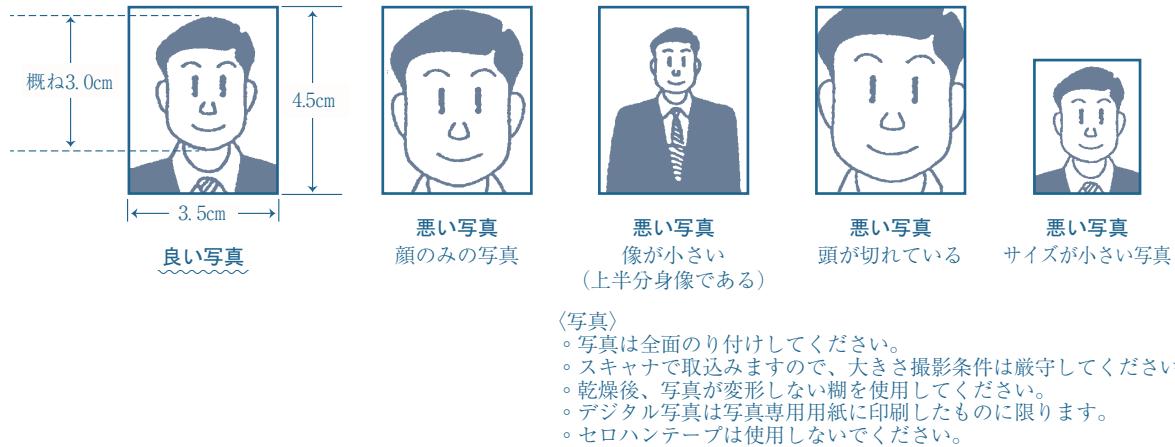
受験申請締切後、申請時に入力された電子メールアドレスに、試験日の概ね10日前までに受験票がダウンロードできる旨のメールが送信されます。試験日の3日前までに未着の場合はお問い合わせ下さい。受験者本人が受験票をダウンロードして印刷し、試験日当日、必ず持参下さい。

(2) 写真について（書面申請、電子申請共通）

受験日前6ヶ月以内に撮影した無帽、無背景、正面三分身像の縦4.5cm、横3.5cmの大きさ、枠無しとし、鮮明なもの（裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入してください。）を1枚（複数受験の場合はそれぞれ1枚）準備し、受験票に貼ってください。

写真是受験者本人の確認及び消防設備士免状の作成に使用しますので、試験当日は、写真を貼った受験票を必ず持参してください。写真を貼った受験票が無いと、受験できません。

（受験日前6ヶ月以内に撮影した無帽無背景、正面三分身像の縦4.5cm、横3.5cmの枠無し）



15 試験当日の注意事項

(1) 受験票を持参しないと受験できません。

(2) 受験票に前記14に示した写真を貼付していないと受験できません。

（写真的貼付位置はP10又はP11に記載の図の太線部分です。）

(3) 受験票の氏名欄は、受験者の氏名をかい書で記入してください。

※複数受験の場合は、それぞれの受験票が必要です。

（写真是同一のものを、それぞれの受験票に貼ってください。）

(4) 試験の説明を行いますので、試験開始30分前までに集合してください。

(5) 試験当日は、受験票、H B若しくはBの鉛筆又はシャープペンシル（ボールペンは使用不可）、消しゴム、上履き等を必ず持参してください。

(6) 身分を証明する書類等の提示を求めることがありますので、試験当日は必ず身分を証明できる書類等（運転免許証、学生証など）を持参してください。

(7) 試験会場への電話による問合せはしないでください。

【書面申請用受験票】

999-9999
○○県○○市○○町
1-23-45

消防 太郎 様

受験票

(一財)消防試験研究センター 福島県支部
〒960-8043
福島県福島市中町4-20
みんゆうビル2F
TEL 024-524-1474
24025

消防設備士試験 受験票(控)

複数受験者座席番号(1234)

受験番号	O1-0001	試験の種類	甲種第4類
カナ氏名	ショウボウ タロウ		
氏名	消防 太郎		
試験日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日[1/2] 9時30分集合 10時00分試験開始		
試験会場	〇〇〇高等学校 〇〇市〇〇区〇〇町 1-1-1		
(試験室)	第〇〇試験室		
免除科目	基礎の全部・構造機器 の運転・実技の問1	資格判定 コード	07
既得免状			

注:記載内容を確認し、訂正個所がありましたら、ご連絡ください。
受験票裏面の注意事項をよくお読みください。

受験の際は、試験会場をご確認ください。
次の場合は受験することができません。
1 受験票がない場合
2 受験票に写真を貼っていない場合
3 受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合
この受験票(控)は、合格発表の確認と再受験の申し込みに必要ですので、大切に保管してください。

消防設備士試験 受験票

写 真
縦4.5cm×横3.5cm

写真の裏面に氏名・年齢
及び撮影年月日を記載し
6ヶ月以内に撮影したもの
(無帽、無背景、
正面上三分身像)

しっかりとり付けして
ください

複数受験者座席番号(1234)

受験番号	O1-0001	試験の種類	甲種第4類
カナ氏名	ショウボウ タロウ		
氏名	受験者氏名を「かい」で記入してください。		
試験日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日[1/2] 9時30分集合 10時00分試験開始		
試験会場	〇〇〇高等学校 〇〇市〇〇区〇〇町 1-1-1		
(試験室)	第〇〇試験室		
免除科目	基礎の全部・構造機器 の運転・実技の問1	資格判定 コード	07
既得免状			

80142112250590100013 二全電実
001-01-0001 00001 (1234)
試験当日、この受験票は回収します。

【電子申請用受験票】 A4サイズでプリントアウトし、拡大・縮小はしないでください。

注意事項

- 1 次の場合は受験することができません。
(1) 受験票がない場合
(2) 受験票に写真を貼っていない場合
(3) 受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合
- 2 受験票に記載している集合時間までに入室してください。
- 3 受験票、鉛筆(B又はHB)、消しゴムを持参してください。
- 4 試験会場への電話の問い合わせはしないでください。
- 5 不正行為及び係員の指示に従わない場合は退場を命じ、失格となります。
- 6 本人確認のため、身分証明書(運転免許証等)の提示をお願いすることがあります。
- 7 電話による合否の問い合わせには、応じられません。
- 8 試験会場外での特定業者による試験結果通知の有料サービスは当センターと一切関係ありませんので、注意してください。
- 9 試験日時の変更が生じた場合は、当センターのホームページに緊急情報又は各支部からの重要なお知らせとして掲示します。
- 10 試験会場は全面禁煙です。

(一財)消防試験研究センター 福島県支部
〒960-8043 Tel 024-524-1474
福島県福島市中町4-20 みんゆうビル2F

切り取り用

消防設備士試験 受験票

写真 縦4.5cm×横3.5cm

写真の裏面に氏名・年齢及び撮影年月日を記載し6ヶ月以内に撮影したもの(無帽、無背景、正面三分身像)

しっかりとり付けしてください

複数受験者座席番号(1234)

受験番号	O1-0001	試験の種類	甲種第4類
カナ氏名	ショウボウ タロウ 受験者氏名を「かい書」で記入してください。		
氏名			
試験日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日[1/2] 9時30分集合 10時00分試験開始		
試験会場	〇〇〇高等学校 〇〇市〇〇区〇〇町 1-1-1 第〇〇試験室		
免除科目	基礎の全部・構造機能 の電気・実技の問1	資格判定 コード	07
既得免状			

8014211225050O100013 □全電実

001-01-0001 00001 (1234)

試験当日、この受験票は回収します。

消防設備士試験 受験票(控)

複数受験者座席番号(1234)

受験番号	O1-0001	試験の種類	甲種第4類
カナ氏名	ショウボウ タロウ		
氏名	消防 太郎		
試験日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日[1/2] 9時30分集合 10時00分試験開始		
試験会場	〇〇〇高等学校 〇〇市〇〇区〇〇町 1-1-1		
(試験室)	第〇〇試験室		
免除科目	基礎の全部・構造機能 の電気・実技の問1	資格判定 コード	07
既得免状			
受験者現住所			

注:記載内容を確認し、訂正個所がありましたら、ご連絡ください。
注意事項をよくお読みください。

受験の際は、試験会場をご確認ください。
次の場合は受験することができません。

- 1 受験票がない場合
 - 2 受験票に写真を貼っていない場合
 - 3 受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合
- この受験票(控)は、合格発表の確認と再受験の申し込みに必要ですので、大切に保管してください。

印字されている住所を確認してください。

16 その他の注意事項

- (1) 受験願書を提出し、受理された後の受験の取り消し、受験の種類の変更は認めません。
- (2) 一旦提出し、受理された受験願書類は、一切お返ししません。また、一旦納入された試験手数料は、お返ししません。

17 試験の方法

- (1) 筆記試験
マークシートを使う筆記試験です。
甲種、乙種とも4肢択一式です。
- (2) 実技試験（甲種特類を除く。）
鑑別等、製図とも、写真、イラスト、図面等による記述式です。
- (3) 電卓、計算尺、定規類、特殊機能を持った腕時計の類、携帯電話、スマートフォンの類は、一切使えません。また、携帯電話、スマートフォンの類の電源は切ってください。
- (4) 問題集は試験終了後回収します。

18 合格基準

- (1) 甲種特類
筆記試験において、「消防関係法令」、「工事整備対象設備等の構造・機能及び工事又は整備の方法」、「工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に係る知識」の各科目ごとに40%以上で全体の出題数の60%以上の成績を修めた方を合格とします。実技試験はありません。
- (2) 甲種（特類以外）及び乙種
「消防関係法令」、「機械又は電気に関する基礎的知識」、「構造・機能及び工事・整備」の各科目ごとに40%以上で全体の出題数の60%以上、かつ、実技試験において60%以上の成績を修めた方を合格とします。
なお、試験の一部免除がある場合は、免除を受けた以外の問題で上記の成績を修めた方を合格とします。
実技試験の採点は、消防法施行規則第33条の9の規定により、筆記試験が合格基準に達した方を対象としています。

19 合格発表

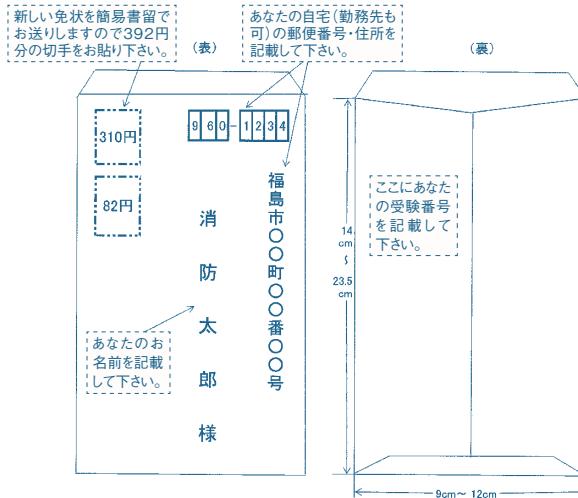
- (1) 合格発表日は、P 2をご覧ください。
- (2) 合格者については、合格発表日に支部入口の掲示板に合格者の受験番号を公示し、正午にセンターのホームページ上に掲示するとともに、受験者全員に結果通知書を郵送します。
なお、試験結果の合否に関する電話による問合わせ、試験問題及びその解答に関する問合わせには、一切応じられません。
- (3) 試験会場外での特定業者による試験結果通知の有料サービスは、センターとは、一切関係ありませんのでご注意ください。

20 免状交付申請の手続き及び免状の交付

合格された方は、指定された日（免状交付申請書に記載）までに、次のものをまとめて当支部まで持参又は封筒に入れて郵送してください。（配達状況を確認したい場合は、簡易書留郵便や特定記録郵便をご利用ください。）

- (1) 免状交付申請書及び結果通知書……記載事項に誤りがないかを確認し、所要事項を記入してください。交付申請書と結果通知書は切り離さないでください。
- (2) 交付手数料……2,900円分の福島県収入証紙を申請書裏面に貼ってください（種類ごとに必要です。）。セロハンテープで貼付しないでください。
※ 収入証紙の販売場所は、後記21に記載してあります。
- (3) 新規免状送付用封筒……[定形封筒 長さ14~23.5cm、幅9~12cmのもの]に392円分（簡易書留郵便料）の切手を貼り、表面に本人の住所（勤務先も可）、氏名を、裏面の上部左隅に受験番号を記入してください。
※ 新たに交付された免状を申請者に送るための封筒です。（下記の「作製例」参考）
- (4) 既得消防設備士免状……他の種類の免状を持っている方はすべての免状を提出してください。（免状を紛失した方は支部へ連絡してください。）
- (5) 交付予定日……免状の交付は申請日より1ヶ月程度かかります。

【返信用封筒作製例】



○2種類まとめて申請する場合でも、返信用封筒は1枚で結構です。（複数名分まとめて申請される場合は、事前に当支部へ連絡してください。）

○切手はセロハンテープで貼付しないでください。

21 福島県収入証紙販売場所

収入証紙の主な販売場所は、次のとおりです。（※販売場所は変更となる場合があります。）

- [県 北] 県庁売店、福島市役所売店、交通安全協会（警察署内）、運転免許センター売店、自動車学校
- [県 中] 県郡山合同庁舎売店、郡山保健所、交通安全協会（警察署内。但し、郡山警察署は警友会）、ハイテクプラザ、郡山女子大購買部、自動車学校
- [県 南] 県白河合同庁舎売店、交通安全協会（警察署内）、県南保健福祉事務所、自動車学校
- [会 津] 県会津若松合同庁舎売店、交通安全協会（警察署内）、会津若松保健福祉事務所、自動車学校
- [南会津] 県南会津合同庁舎売店、交通安全協会（警察署内）、農協、自動車学校
- [相 双] 県南相馬合同庁舎売店、交通安全協会（警察署内）、農協、自動車学校
- [いわき] 県いわき合同庁舎売店、いわき市役所売店、交通安全協会（警察署内）、農協、自動車学校

注：上記以外の商店等でも扱っていますので、詳しくお知りになりたいときは、センターのホームページ（後記23）でご覧いただか、支部へ電話でお問い合わせください。

22 個人情報の取り扱いについて

当センターでは、危険物取扱者及び消防設備士試験の実施と免状作成業務を行っています。

当センターは、試験及び免状事業の実施機関として個人情報を取り扱っていますので、個人情報の重要性を十分認識し、その保護の徹底を図るとともに、個人情報の保護に関する法令及びその他の関連する規範を遵守し、取得した個人情報は、正確、かつ、安全に取り扱います。

1 当センターの個人情報の内容と利用目的は次のとおりです。

① 個人情報の内容

氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号、勤務先名、学校名、職業、顔写真、メールアドレス等です。

② 利用目的

利用は、本人確認、本人への通知・連絡、免状作成、免状交付状況に係る事項等の当センターの業務の範囲内で行います。

2 当センターは、利用目的を達成のため、当該情報を業務委託先に預託する場合があります。その場合の業務委託処理は、個人情報を保護するための措置及び業務委託先との責任関係の明確化を図るとともに、業務機器等の安全対策を確実に実施しています。

なお、個人情報の提供は、団体受験に関し当該団体代表者へ提供するもの及び法令等に基づくものに限定し適切に取り扱います。

23 問い合わせ先

一般財団法人消防試験研究センター福島県支部

電話 024-524-1474 FAX 024-524-1475

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

※ 電子申請に関する問い合わせ先

電子申請（インターネットからの受験申請）については、センターのホームページに詳細な利用方法や、Q&Aが掲載されていますので、申請に当たっては、必ずこれをご確認のうえお申し込みください。

なお、電子申請に関するトラブル等の問い合わせは、下記までお願いします。

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

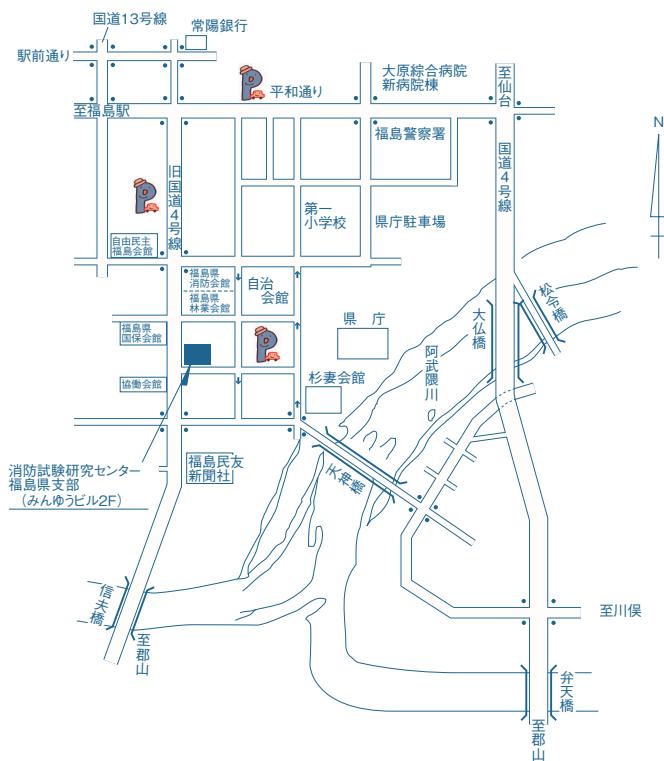
専用電話（全国共通） 0570-07-1000（有料）

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

ホームページアドレス <https://www.shoubo-shiken.or.jp>

※ 一般財団法人消防試験研究センターは、試験実施機関であり、受験準備のための講習会や参考書等の出版は、一切行っておりません。

一般財団法人消防試験研究センター福島県支部案内図



※福島市内の共通駐車サービス券システム「」(このマークのある。)に加盟している駐車場を使用した場合、30分のサービス券をさし上げます。

試験会場案内図

所在地

郡山市八山田二丁目224番地

J R 郡山駅から約 5 km、
福島交通バス郡山北工高線
約15分、郡山北工高下車



別記1

甲種消防設備士試験の受験資格

次表に示す対象者に該当する方は、甲種消防設備士試験の受験資格があります。

証明書類のうち、「免状」、「卒業証書」等、証明書類欄の網み掛け（■部分）をしてある書類については、コピー（縮小したものも可）を添付してください。

特類

対象者	内容	願書資格欄の記入略称	証明書類
次に掲げる甲種消防設備士免状を取得している方	甲種第1類から第3類までのうちいずれか1つ以上の免状を取得し、かつ、甲種第4類及び第5類の免状を取得している方	甲 特	免 状

特類以外

対象者	内容	願書資格欄の記入略称	証明書類
1 「甲種消防設備士免状」の交付を受けている方	科目免除あり。 (受験する類と既得免状の類により異なります。)	甲 種	免 状
2 学校教育法による大学、高等専門学校（5年制）、高等学校又は中等教育学校において機械、電気、工業化学土木又は建築に関する学科又は課程を修めて「卒業した方」	(1) 別表1「指定学科一覧表」に示す学科を卒業した方 (2) 大学、短大、高等専門学校において左記に掲げた学科に関する科目を15単位以上修得して卒業した方（別表2「授業科目一覧表」により算定） (3) 高等学校又は中等教育学校で、左記に掲げた学科に関する科目を8単位以上修得して卒業した方（別表2「授業科目一覧表」により算定）	大卒、短大卒、高専卒 大学等卒15単位 高校卒、中等教育卒 高校等卒8単位	卒業証書又は卒業証明書 単位修得証明書 卒業証書又は卒業証明書及び単位修得証明書
3 「乙種消防設備士免状」の交付を受けた後2年以上、工事整備対象設備等の整備の経験を有する方	消防設備士でなければ行えない工事整備対象設備等の整備の経験を有する方 (法第17条の5の規定に基づく政令に定めるものに限る。)	整備経験2年	免状及び実務経験証明書
4 学校教育法による大学、高等専門学校又は専修学校に「在学中又は中途退学した方等」で、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を15単位以上修得した方	(1) 大学、短期大学又は高等専門学校において、左記に掲げた学科に関する授業科目（別表2「授業科目一覧表」）を15単位以上修得した方 (2) 学校教育法第124条に定める専修学校（「専門学校」）において左記に掲げた学科に関する授業科目（別表2「授業科目一覧表」）を15単位以上修得した方 ただし、単位制度のない専修学校にあっては、講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業をそれぞれ1単位として15単位以上修得した方	大学等15単位 専修学校	単位修得証明書 単位修得証明書
5 学校教育法による「各種学校その他消防庁長官が定める学校」において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を、講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業をもってそれぞれ1単位として15単位以上修得した方	(1) 学校教育法第134条第1項に定める各種学校 (2) 学校教育法による大学及び高等専門学校の専攻科 (3) 防衛省設置法による防衛大学校及び防衛医科大学校 (4) 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校 (5) 職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成9年）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校	各種学校 大学、短大、高専の専攻科 防衛大学校、防衛医科大学校 職業能力開発総合大学校等 職業能力開発大学校等	単位修得証明書 〃 〃 〃 〃

<p>授業科目については、P20別表2「授業科目一覧表」を参照</p>	<p>(6) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年）による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校及び職業訓練短期大学校 (7) 職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年）による改正前の職業訓練法による職業訓練大学校及び職業訓練短期大学校 (8) 職業能力開発促進法附則第2条による廃止前の職業訓練法（昭和33年）による職業訓練大学校 (9) 雇用対策法（昭和41年）附則第7条による改正前の職業訓練法による中央職業訓練所 (10) 独立行政法人水産大学校（平成13年4月1日前の農林水産省組織令による水産大学校（旧農林水産省組織令による水産大学校及び昭和59年7月1日前の農林水産省設置法による水産大学校を含む。）） (11) 国土交通省組織令による海上保安大学校（旧運輸省組織令による海上保安大学校及び昭和59年前の海上保安庁法による海上保安大学校を含む。） (12) 国土交通省組織令による気象大学校（旧運輸省組織令による気象大学校及び昭和59年前の運輸省設置法による気象大学校を含む。）</p>	<p>職業訓練大学校等 前職業訓練大学校等 旧職業訓練大学校等 中央職業訓練所 水産大学校 海上保安大学校 気象大学校</p>	<p>単位修得証明書 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃</p>
<p>6 技術士法第4条第1項による「技術士」第2次試験に合格した方</p>	<p>科目免除は、類により免除を受けられる技術士の部門が指定されています。（指定された部門以外は、科目免除はありません。）</p>	<p>技術士（〇〇）部門</p>	<p>合格証書又は技術士登録証</p>
<p>7 電気工事士法第2条第4項に規定する「電気工事士」（特種電気工事資格者を除く。）</p>	<p>(1) 電気工事士免状の交付を受けている方 (2) 電気工事士法施行規則による旧電気工事技術者検定合格証書の所持者</p>	<p>電気工事士</p>	<p>免状 検定合格証明書</p>
<p>8 電気事業法第44条第1項に規定する第1種～第3種の「電気主任技術者免状」の交付を受けている方</p>	<p>(1) 電気主任技術者免状の交付を受けている方 (2) 電気事業法附則第7項の規定により電気主任技術者免状の交付を受けているとみなされる方（認定された学校を卒業した方に対して卒業と同時に資格を付与された制度）</p>	<p>電気主任技術者</p>	<p>免状 認定校の卒業証明書等</p>
<p>9 「工事整備対象設備等の工事の補助者」として、5年以上の実務経験を有する方</p>	<p>工事整備対象設備等の工事に関連するものであること。（従って、消火器具、動力消防ポンプ、誘導標識等、明らかに工事を伴わないものは該当しません。）</p>	<p>工事補助5年</p>	<p>実務経験証明書</p>
<p>10 その他前2から9までに掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定めた方</p>	<p>(1) 次に掲げる学校において、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した方。学科名は、別表1「指定学科一覧表」による。 これに該当しない場合は、別表2「授業科目一覧表」に示す科目を15単位以上修得した方 ア 外国に所在する学校で、日本における大学、短期大学、高等専門学校（5年制）又は高等学校に相当するもの イ 旧師範教育令による高等師範学校 ウ 旧実業学校教員養成所規程による教員養成所 (2) 学校教育法第104条に基づく、学位授与機構により授与された、理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された「修士又は博士」の学位を有する方</p>	<p>大学等卒 博(修)士</p>	<p>卒業証書又は卒業証明書及び単位修得証明書 学位授与証明書、修了証書、修了証明書又は学位記 (専攻の名称が明記されているもの。外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)</p>

(3) 専門学校卒業程度検定試験規程による専門学校卒業程度検定試験の機械、電気、工業化学、土木又は建築の部門に関する合格者	専検合格者	検定試験合格証明書
(4) 建設業法第27条の規定による管工事施工管理の種目に係わる1級又は2級の技術検定に合格した方	管工事技士	技術検定合格証明書
(5) 教育職員免許法により、高等学校の「工業」の教科について普通免許状を有する方（旧教員免許令を含む。）	教員免許状	免許状
(6) 電波法第41条の規定により無線従事者の資格の免許を受けている方（アマチュア無線技士を除く。）	無線従事者	免許証
(7) 建築士法第2条に規定する1級建築士又は2級建築士	建築士	免許証又は建築士免許証明書
(8) 職業能力開発促進法第44条（旧職業訓練法第66条）の規定による配管の職種に係わる1級又は2級の試験に合格した方	配管技能士	技能検定合格証書
(9) ガス事業法第32条の規定によるガス主任技術者免状の交付を受けている方（第4類の消防設備士の受験に限る。）	ガス主任技術者	免 状
(10) 水道法第25条の5の規定による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている方（旧法の資格者を含む。）	給水技術者	免状又は登録証
(11) 消防行政に係る事務のうち、消防用設備等に関する事務について3年以上の実務経験を有する方	消防行政3年	実務経験証明書
(12) 消防法施行規則の一部を改正する省令の施行前（昭和41年）において、消防用設備等の工事について3年以上の実務経験を有する方	省令前3年	実務経験証明書
(13) 昭和41年前の東京都火災予防条例による旧制度の消防設備士	条例設備士	免 状

[備考]

- 1 4の大学（大学院の課程を含む。）、高等専門学校等における修得単位は、卒業、在学中、中退又は専攻科、通信教育等にかかわりなく通算して算定することができます。放送大学も通算して算定できます。（大学等で発行する「単位修得証明書」による。）
- 2 「願書資格欄記入略称」は、受験願書の「甲種受験資格」欄に記入するものです。
- 3、9及び10-(11)、(12)の「実務経験証明書」は、事業主等の証明書です。受験願書B面裏の様式を使用してください。
- 4 旧制大学、旧制専門学校、高等師範学校、実業学校教員養成所の卒業者及び旧制専門学校卒業程度検定試験合格者も同様の資格があります。詳細はお問い合わせください。
- 5 受験願書の氏名と各証明書の氏名が相違している場合は、戸籍抄本等の証明書類を添付してください。

別表 1

指定学科一覧表（例示）

次の「学科」を修めて卒業した方は、「卒業証明書（コピー不可）」又は「卒業証書（コピー可）」の提出で受験できます。

	大学、短期大学、高等専門学校、旧制の大学、 旧制の専門学校の卒業者用			高等学校、中等教育学校、 旧制の中等学校の卒業者用				
ア	安全工学科							
エ	衛生工学科	エネルギー工学科						
オ	応用化学科	応用機械工学科	応用理化学科					
カ	開発学科 海洋土木工学科 環境計画工学科 化学機械学科	開発工業科 化学工学科 環境整備工学科 化学工業科	海洋建築工学科 環境工学科 画像工学科	開発機械科 環境工学科 環境土木科	化学工学科 化学工業科	化学科		
キ	機械工学科 機器工学科 機関科	機械理学科 機能機械学科 機械システム工学科	基礎工学科 機能高分子学科	金属工学科	機械工学科 機械工作科 機関科	機械技術科 機械製図科 機械科		
ケ	計測工学科 原動機科	建設工学科	建築工学科	建築工芸学科	計測科 原動機科	建設科 建築科		
コ	工業化学科 構築工学科	交通工学科 合成化学工学科	光電工学科 高分子工学科	構造工学科	工業科 高分子工学科	工業管理科 航空車両整備科		
サ	産業機械工学科	材料工学科						
シ	資源開発工学科 情報処理工学科	資源循環工学科 情報工学科	社会開発工学科		色染化学科 自動制御科 情報通信科	自動車科 情報システム科 情報電子科		
ス	水工土木工学科			水産工学科				
セ	制御工学科 生産工学科 設備工学科	石油化学科 精密工学科 繊維工学科	繊維システム工学科 生産精密工学科 船舶機関工学科	制御機械科 精密機械科 セラミック科	生産機械科 設備科 繊維工学科			
ソ	造船学科							
ツ	通信工学科			通信工業科	〔チ〕地質工学科			
テ	鉄鋼冶金学科 電機工学科 電子電気工学科 電気電子システム工学科	電気工学科 電子工学科 電子物性工学科 電気電子工学科	電気機械工学科 電波通信学科 電子理学科	電気科 電子工業科	電気工事科 電波科	電子科		
ト	都市工学科	土木工学科	動力機械工学科	都市工学科	土木科			
ネ	燃料工学科							
ノ	農業機械学科			農業工学科				
ハ	舶用機械工学科	舶用機関科	反応化学科					
フ	物質工学科			〔ム〕無線通信科				
ユ	有機材料工学科			〔ヤ〕冶金科				
ヨ	溶接工学科			窯業科				

《注1》「工学科」「学科」「技術」「科」等の文字の有無により学科名の異なるものは、同学科名として取扱うものとします。

《注2》上記の指定学科には、組合せたものも含みます。

(例) 機械工学—交通機械 農業機械 機械システム 機械制御 機械材料等

《注3》上記の名称を含む学科であっても、明らかに「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野」と認められないものは除きます。

別表2

授業科目一覧表(例示)

次の名称が含まれる授業科目は、原則として「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野と認められる授業科目」として扱います。

	大学、短期大学、高等専門学校、旧制の大学、 旧制の専門学校の卒業者用	高等学校、中等教育学校、旧制の 中等学校の卒業者用
ア	アナログ電子回路　圧縮性流水　油空圧工学	
イ	移動工学　一般構造(土木系・建築系のみ)	インテリア装備　意匠製図
ウ	運輸施設工学	
エ	衛生工学　エネルギー工学　エンジン流体力学	衛生・防災設備　衛生設備
オ	応用化学　音響学　オプトエレクトロニクス	応用力学　織物機械
カ	ガスター・ビン　化学工学　火災工学　加工機械学 加工冶金学　河川工学　架橋力学　画像工学 回路理論　過渡現象論　海岸工学　海洋建築 開発機械学　完全流体力学　岩石力学　岩盤力学 環境関係(土木系・建築系のみ)	化学工学　化学工業一般 化学工場　化学装置 化学反応　環境工学
キ	CAD/CAM　気体力学　機械工学　機械製作 金属材料学　機械要素　機器制御　機器分析 機構学　機素動力学　機電変換工学　機能材料 強度設計学　給排水設備　橋梁工学　凝固加工学 基礎工学・基礎構造(土木系・建築系のみ)	機械一般　機械製作 機械・電気　機関乗船実習 金属加工　金属材料 漁船機関
ク	空気力学　空港工学　空調設備　掘削機械学	空気調和設備
ケ	系統工学　計測工学　珪酸塩工業化学　結晶塑性学 建設機械　建築力学　建築材料　建築設備 建築防災　原動機学　現代制御論　現代無機工業化学	計測回路　計測・制御 建築一般　建築構造　原動機 建築測量　原子工学一般
コ	コンクリート工学　固体力学　工業化学　工業計測 工業地質学　工業分析　工作機械　交通工学　光学 航空工学　航空材料学　高温化学　高周波工学 交流理論　高電圧工学　高度加工技術　高分子化学 港湾工学　構造工学　合成化学	工業一般　工業数理　工業化学 工業基礎　工業材料　工業分析 工芸材料力学　鉱山機械
サ	作業システム工学　砂防工学　材料学　材料力学 錯体触媒化学　産業機械	材料加工　材料技術基礎 材料製造技術　材料施工
シ	システム工学　ジェット機関　資源システム工学 地震工学　地盤工学　自動化設計　自動車工学 磁気工学　実験計測法　写真測量　車輌工学 集積回路工学　潤滑工学　商船設計　焼結工学 消防設備　照明工学　触媒化学　上下水道工学 情報工学　蒸気タービン　信号処理論　振動学	色染化学　自動車工学 自動制御　情報技術 食品化学
ス	スイッチング回路理論　水工学　水産土木工学 水質工学　水道工学　水理学　水力発電所 水路工学　数値制御システム工学　数値熱流体力学	水工　水産工学　水道 水利　水理
セ	セラミック化学　センサ工学　施工法　生合成化学 生産工学　生物化学　生体高分子　生物有機化学 制御機器　制御工学　精密加工学　製造化学 石炭工学　石油化学　切削工学　接合工学 設計工学　設備工学　船体構造工学　船舶工学 線形回路　繊維化学　繊維高分子工学	生産実習　製造機器　設備計画 設備・管理　セメント　染色 セラミック技術　船舶構造 船舶設計
ソ	塑性工学　送電　送配電工学　造船製図 装置工学　測量学	造船工学　造船実習　測量
タ	ダム工学　耐震工学　耐震耐風工学　単位操作 炭化水素化学　弾塑性力学　暖房設備	

チ	地質学	铸造学	超音波工学	超伝導工学	直流機器	地下資源開発	地質工学
ツ	通信工学	通信機器	通信網工学			通信工学	通信機器 通信技術
テ	データ通信 鉄鋼材料学 伝送工学 電気機器 電気法規 電子要素 電熱工学	デジタル回路 鉄骨工学 伝熱工学 電気設備 電子工学 電子回路 電波工学	鉄筋コンクリート工学 鉄道工学 電気工学 電気計測 電子装置 電磁気学 電力工学	天然物合成化学 電気音響 電気鉄道 電子デバイス 電磁波伝送 電力系統		電気工学 電子工学 電力設備	電気化学 電子機器 電子計測
ト	トラクタ実習 土質工学 導電材料	都市環境 土木工学 特殊材料学	都市工学 動力工学 特殊鋼学	都市設備学 道路工学		特殊材料 土木一般 都市工学	土質 土質力学 土木施工
ナ	内燃機関	軟弱地盤工学					
ニ	荷役機械						
ネ	熱工学 燃焼工学	熱機関 燃料合成化学	熱流体力学 燃料分析化学	熱力学	粘性		
ノ	能動回路 農用トラック工学	農業機械工学 農用内燃機関学	農業土木学	農業揚水機		農業機械 農業土木設計	農業水利
ハ	パルス回路 鋼構造	波動振動 船用機関	破壊力学 発電工学	配電工学 反応工学	発変電工学 半導体	発送配電 船用機関	ハードウェア技術 舶用電気
ヒ	ピーエスコンクリート工学 光エレクトロニクス		非金属材料 光通信工学	光工学			
フ	ファインケミカル工業化学 プラント工学 プロセス工学 物理有機化学	プラズマ工学 プレストレストコンクリート工学 浮体静水力学 分離精錬工学	物質強度学			船用機関	船用電気
ヘ	平面及び曲面構造論	変電所					
ホ	ボイラー工学	放電工学	防災工学	防災設備		放射化学	ボイラー
マ	マイクロデバイス	マイクロ波工学					
ミ	水資源工学						
ム	無機化学	無機合成	無機工業材料	無線		無線工学	無機工業化学
メ	メカトロニクス					〔モ〕木工機械	
ヤ	冶金工学					冶金一般	冶金実習
ユ	油圧工学 有機機能材料 有機合成学	輸送機械 有機量子化学 有機反応	誘電材料 有機構造 有線機器学	有機化学		有機工業化学	
ヨ	溶接工学	溶接機器	溶接設計	溶接冶金学		溶接	窯業 窯炉・燃料
リ	利水工学 流体回路	理論有機化学 量子エレクトロニクス	流水学 量子電子工学	流体工学		林業土木	林業機械
レ	連続体力学	冷凍工学				冷藏・冷凍	
ロ	ロボット工学	ロボティクス	論理回路			炉・燃料	

《注1》 [工学] [学] [技術] 等の文字の有無により科目名の異なるものは、同科目名として取扱うものとします。

《注2》 上記の授業科目には、一部の関連科目も含みます。(認められない科目もあります。)

(例) 機械工学—機械システム設計 機械振動学 機械構造力学 機械材料学等

《注3》 上記の名称を含む授業科目であっても、明らかに「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野」と認められないものは除きます。

《注4》 詳細はお問い合わせください。

別記2

消防設備士試験受験願書

- ◎ 受験願書A面の《記入上の注意》をよく読んでから記入例にしたがって記入してください。
- ◎ A面及びB面があり、複写式となっています。折ったり、曲げたりしないでください。
- ◎ 黒色のボールペンでかい書で正しく書いてください。
- ◎ 書き損じた場合は、横2本線を引いてそのすぐ上に正しく書いてください。
- ◎ 年月日を記入するすべての欄は、1桁の数字の場合、〇を前に付けてください。

(A面)

12 消防設備士試験受験願書

左づめで記入してください。カナ氏名の濁点・半濁点は1マスを使用してください。		左づめで記入してください。外国籍の受験者は、住民基本台帳に記載されている漢字又はパスポートに記載されているアルファベット氏名を記入してください。		申請する日を記入してください。	
郵便番号は、正確に記入し、住所は現に居住している所を都道府県名から記入してください。濁点・半濁点が入る場合には、1マスに入れてください。マンション等の名称まで詳しく記入してください。		一般財團法人 消防試験研究センター理事長 殿 都道府県名 福島県 申請日 平成30年07月04日		本籍の都道府県名を記入してください。外国人の方は、「外国籍」と記入してください。	
試験日を記入してください。 切り離さないでください。		試験日 平成30年09月01日 試験種類 甲乙種一類 受験地 郡山市 甲種受験資格 特類以外 電気工事士		受験願書B面裏の「都道府県コード」を記入してください。	

(B面)

検査受験願書

申請日 年 月 日

本籍 郡道府県

電話番号 帯電話番号

勤務先等連絡先

連絡先電話番号 内線()

*1 *2 *3 *4 *5 *6

※1 資格
※2 2種地
※3 免除
※4 免除
※5 複数
※6 併用

ここに「振替払込受付証明書」をはってください。

振替払込受付証明書(お客様用)
 ご依頼人：郵便局・ゆうちょ銀行・ご依頼人
 金額：¥5,700
 一般財團法人 消防試験研究センター
 00170-3-136220
受験願書添付用
 ご依頼人住所 福島市中町4-20 しょうばうマンション203
 氏名 消防太郎
 電話番号 024-XXXX-XXXX (消防番号通報番号)
 お問い合わせ窓口の印鑑は無効
 (払込人：消防試験研究センター)
 80.7.4

*受験番号

(B面)

(B面裏)

各種証明書

この部分にのりつけ

各種証明書等をごの部分にのりつけしてください。

都道府県等

北海道 01	福島 07	東京 13	山梨 19	滋賀 25
青森 02	茨城 08	神奈川 14	長野 20	京都 26
岩手 03	栃木 09	新潟 15	岐阜 21	大阪 27
宮城 04	群馬 10	富山 16	静岡 22	兵庫 28
秋田 05	埼玉 11	石川 17	愛知 23	奈良 29
山形 06	千葉 12	福井 18	三重 24	和歌山 30

実務経験で甲種を受験する方のみ必要です。

消防用設備等実務経験証明書

氏名	年 月 日生
経験内容	1 整備経験 2 工事補助経験 3 その他()
実務経験期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 月)
消防用設備等の種類	上記のとおり相違ないことを証明します。 証明年月日 年 月 日
事業所名	印
証明者 役職 氏名 電話	印
	事業所(会社等)の印
	証明者の私印

既得消防設備士免状(コピー)貼付欄

裏

科目免除に関係なく免状をお持ちの方はコピーを貼つてください。
※氏名、本籍に変更がある方は速やかに書換えをしてください。

(注1) 複数分の試験手数料を一括して払い込んだ場合は、甲種第4類または乙種第4類の受験願書の所定の欄に「振替払込受付証明書(お客様用)」を貼り付け、乙種第7類の受験願書には受験願書試験手数料欄にその旨(例: 手数料一括払込み、甲(乙)4類に貼付)をメモ書きしてください。

(注2) 本人用の「振替払込請求書兼受領書」や自動払込機の受領書では受付できませんので、注意してください。また「振替払込受付証明書(お客様用)受験願書添付用」を紛失しても、当センターで責任を負いません。

※ 受験願書は試験の種類ごとに作成してください。[甲4と乙7] [乙4と乙7] の組合せに限り複数受験ができます。

受験願書作成のチェック

○	チ　エ　ッ　ク　項　目
	「振替払込受付証明書（お客さま用） 受験願書添付用 」を貼りましたか。間違って、「振替払込請求書兼受領証」を貼っていませんか。
	受験資格又は科目免除を受けるための、資格を証明する書類等を添付しましたか。
	消防設備士免状の交付を受けている方は、その免状のコピーを添付しましたか。
	各種資格を持っている方は、科目免除を「受ける」又は「受けない」のいずれかに○をしましたか。
	試験日、試験種類、受験地を確認しましたか。

受験願書は、受験を希望する都道府県の支部等に郵送してください。

福島県支部に郵送する際、宛名ラベルとして使用してください。

願書は折り曲げずに郵送してください。
受付最終日消印のあるものまで受け付けます。

×キリトリ

〒960-8043

福島市中町4-20 みんゆうビル
(一財)消防試験研究センター 福島県支部